

令和5年度 阪南市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項、及び同施行規則第1条の3の規定に基づき、令和5年度における一般廃棄物（ごみ）処理について、必要な事項を定める。

(2) 計画区域

阪南市全域

(3) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項第1号）

（単位：t／年）

種類		排出量	小計	合計	
家庭系	可燃ごみ	7,384	10,363	16,399	
	不燃・粗大ごみ	131			
	資源ごみ	空缶・空びん			418
		ペットボトル			131
		プラスチック製容器包装			569
		紙製容器包装類			1,597
		紙パック			3
		古着・古布			123
	その他ごみ（乾電池）	7			
事業系	可燃ごみ	2,903	3,020		
	不燃・粗大ごみ	110			
	資源ごみ	7			
	その他ごみ（乾電池）	0			
直接搬入	可燃ごみ	2,567	3,016		
	不燃・粗大ごみ	445			
	資源ごみ	0			
	その他ごみ（乾電池）	4			

※集団回収は家庭系資源ごみに含む

※直接搬入は家庭系及び事業系

一般廃棄物搬入者別内訳表

(単位：t/年)

種類	直営	委託 (1業者)	許可 (6業者)	直接 搬入	その他 (集団回収)	計
排出量	8,640	994	3,020	3,016	729	16,399

(5) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第6条第2項第2号）

- ① 市役所で行われている仕事について理解を深めていただくため、求めに応じて職員が出向く、阪南市生涯学習・職員出前講座を開催し、市民に減量などの啓発を行う。また、小学校からの依頼には、ごみ収集日程表の説明や塵芥車の構造など、ごみについて学習する機会を設ける。
- ② 市内の小学生が、食品ロス削減についての関心と理解を深め、日常生活や各家庭で食品ロス削減へ向けた取り組みを推進することを目的に「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスター」コンクールを行う。
- ③ 毎月の広報、ウェブサイト、SNSなどを活用して、ごみの減量と分別などの周知と啓発の情報を発信する。
- ④ 生ごみなどの減量化のため、水切りの徹底を市民に啓発するとともに、食べ残しをしないライフスタイルやごみを可能な限り出さない調理方法(エコクッキング)についての情報などを発信する。
- ⑤ 生ごみ等減量化容器（コンポスト）を市民に配布し、園芸や家庭菜園の堆肥にするなどにより、ごみの減量化・有効活用を推進する。
- ⑥ 家庭で不用になったもので、再利用できるものを有効活用するため、市役所1Fロビーに不用品リサイクル情報ボードを設置しリユースを推進する。
- ⑦ 家庭から排出された古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、古布、アルミ缶を対象に自主的に集団回収を実施し有価物として再資源化事業者引き渡した登録団体に報奨金を交付し、ごみ減量化・再資源化を推進する。
- ⑧ 事業系一般廃棄物については、許可業者の更新手続きの際、許可条件をつけ許可証の発行を行うなどにより、ごみの減量指導を行う。
- ⑨ ごみ減量化・資源化推進協議会を毎年開催し、ごみ減量化及び資源化に関する協議や有価物集団回収についての意見交換等を行う。
- ⑩ 海洋プラスチックの削減のため、マイバックの活用や使い捨てプラスチック製品を使わない等の取り組みを盛り込んだ「はんなんプラスチックごみゼロ宣言」を発信し推進を図る。
- ⑪ リネットジャパンリサイクル株式会社及びS Gムービング株式会社と連携協定のもと、パソコンや使用済小型家電並びに、家電リサイクル法対象品のリサイクルの推進に努める。

(6) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(法第6条第2項第3号)

種類及び分別の区分		収集回数	収集方法	中間処理	
家庭系	可燃ごみ	2回/週	併用	泉南清掃 事務組合	
	不燃・粗大ごみ	申込みにより その都度	戸別		
	資源ごみ	空缶・空びん	おおむね 2回/月		併用
		ペットボトル	1回/隔週		
		プラスチック 製容器包装	1回/週		
		紙製容器包装類	1回/隔週	再生資源化 事業者	
	紙パック	随時	拠点		
	古着・古布	おおむね 1回/月	併用		
その他ごみ (乾電池)	随時	拠点	泉南清掃 事務組合		
事業系	可燃ごみ 不燃・粗大ごみ、 資源ごみ その他ごみ(乾電池)	—	—	泉南清掃 事務組合	

※併用・・・ステーション方式と戸別方式(ふれあい収集含む)

※拠点・・・住民センター等

○市で収集できない及び、泉南清掃事務組合へ搬入できないもの

収集・搬入できないもの	品目
家電リサイクル法対象品等	テレビ・冷蔵(凍)庫・洗濯機・エアコン、 パソコン
危険物	石油類、オイル類、農薬、薬品、塗料、注射 針等の鋭利な物、ガスボンベ、酸素ボンベな ど

処理困難物	オートバイ（部品を含む）、タイヤ（自転車用を除く）、バッテリー（乾電池を除く）、消火器、浴槽（FRP製）、石膏・耐火ボード、断熱材、ガラスウール、瓦、耐火金庫、電気温水器、ソーラー給湯器、エンジン、コンプレッサー、発電機、フロンガスを使用しているもの、コンクリート、ピアノなど
-------	--

(7) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(法第6条第2項第4号)

①家庭系ごみの収集運搬

種類	実施主体
可燃ごみ	直営及び委託（1業者）
不燃・粗大ごみ	委託（1業者）
資源ごみ	直営及び委託（1業者）
その他ごみ（乾電池）	直営
直接搬入	市民

※資源ごみ・・・空缶・空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、紙パック、古着・古布

②事業系ごみの収集運搬

種類	実施主体
可燃ごみ	許可業者（6業者）
不燃・粗大ごみ	
資源ごみ	
その他ごみ（乾電池）	
直接搬入	事業所

※資源ごみ・・・空缶・空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装類、紙パック、古着・古布

③泉南清掃工場への直接搬入の処理手数料

取扱区分	手数料
40kg 未満	400 円
40kg 以上 50kg 未満	500 円
以降 10kg 増すごとに	100 円を加えた額

(8) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項（法第6条第2項第5号）

可燃ごみは、組合の泉南清掃工場において焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみは破砕施設で破砕後金属回収し、残渣は泉南清掃工場で焼却処理する。

資源ごみはリサイクル施設で資源化し、リサイクル施設からの処理残渣は泉南

清掃工場で焼却処理する。

① 泉南清掃工場

項目	概要
施設名称	泉南清掃工場
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	27,726 m ²
竣工日	昭和 61 (1986) 年 3 月
焼却能力	190t/24 時間 (95t×24 時間×2 炉)

② 粗大ごみ選別ストックヤード

項目	概要
施設名称	粗大ごみ選別ストックヤード
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	480.3 m ²
竣工日	平成 29 (2017) 年 3 月

③ リサイクル施設

項目	概要
施設名称	リサイクル施設
所在地	大阪府阪南市尾崎町 532 番地
敷地面積	3177.5 m ²
竣工日	平成 6 (1994) 年 3 月

④ 最終処分

市では自区域内に最終処分場を保有していないため、組合に搬入されたごみは中間処理の後、焼却残渣及び資源化不燃残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）に搬出し、最終処分を委託する。